ものとした場合における前条までの」とする。

9　令和三年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の三第十項及び第十九条の十四の四第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　略］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B \div C) \times [\{(D-C) \div C\} \times 0.9 + 1] + \{(E \times 70 + F \times 650) \div (C \times 1.77)\} + G$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D-C) \div C$、$\{(D-C) \div C\} \times 0.9$、$E \times 70$、$F \times 650$、$C \times 1.77$及び$(E \times 70 + F \times 650) \div (C \times 1.77)$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$C \times 1.77$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

D　当該市町村の平成27年人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口をいう。）

［略］

F　当該市町村の区域に属する島しよの数として総務大臣が通知した数

G　当該市町村の附則別表第14に定める級地による補正率イ

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項

ものとした場合における前条までの」とする。

9　令和二年度における附則第十九条の十四第十一項及び第十九条の十四の二第十一項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

［2　同上］

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、第十条第二十二項及び第十一条第一項第四号の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B \div C) \times [\{(D-C) \div C\} \times 0.1 + 1] + \{(E \times 44 + 500) \div (C \times 1.72)\} + F$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、$(D-C) \div C$、$\{(D-C) \div C\} \times 0.1$又は$(E \times 44 + 500) \div (C \times 1.72)$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の平成22年人口

［同左］

F　当該市町村の附則別表第十四に定める級地による補正率イ

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項